

# 被災商工業者に仮設施設の無償貸付けを決定

**震** 災により被災した商工業者などに対し、

独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し町へ贈与された仮設施設を引き続き無償貸付けすることが賛成多数で可決されました。

(※賛成7、反対2)  
※議長は採決に加わらない。

また、この議案では3人の議員を除斥(審議の公正を期するため、一定の利害関係のある議員を審議に参加させない)としている。

## 【概要】

▽貸し付ける財産および貸付けの相手方  
町内15カ所、43業者  
▽貸付期間  
30年4月1日

## 【質疑応答】

**問** 貸付期間が約4カ月と細切れの気がする。それ以降の貸付けは。

**武藤水産商工課長** 退去期限を7月31日と定めており、それぞれの事情に応じた協議はしている。

**問** 準備期間が短い気がするが、事業者は納得しているか。

**水産商工課長** 7月退去は昨年度説明し、各事業者の相談に応じている。

**問** 退去後の建物はどうなるのか。また、事業者の中で再建先が決まっていないのは何事業者か。

**水産商工課長** 退去後は解体となる。現時点で再建先が決まっていないのは7事業者である。

**問** 移転費用は事業者と町、どちらの負担か。

**水産商工課長** 町の事情による場合には、検討が必要かと思っている。

**問** 7月以降、すぐに使わない土地については残せないか。

**水産商工課長** 仮設施設の利用目的が終わった場合、基本的には解体すること考えている。

**問** 再建先が完成するまでの間だけでも仮設施設を使えないか。

**鈴木副町長** 仮設施設が建っている土地の工事や

再建先の整備など、さまざまな中で退去期限をバラバラに案内するのは公平性が保てない部分も出てくると思い、7月31日という期限を示し、そこまでは安心して入居できるということである。まず目標として、この期日まで再建に向かって検討を進めていくことを町も事業者と一緒に考えていく。

# 討論

## 反対

木村洋子議員

## 貸付期間の延長を

まず事業者との協議が不十分である。また、再建先が決まらない事業者もあり、7月退去は時期尚早。貸付期間の延長が最良の選択であり、国は検討期間に入ったと聞く。期間延長を望む。

## 定例会 主な議決議案の内容

定例会で議決した主な議案の概要をお知らせします。どの議案も原案のとおり可決しました。

### ■土地を売り払いを決定

岩手県立山田病院用地のため、土地を売り払うことを決定しました。

面積 1万1019平方メートル(約3333坪)  
価額 1億9283万円  
相手方 岩手県知事 達増拓也

### ■町道の路線を認定

復興事業により整備する山田第3団地内道路について、5つの路線を新たに町道として認定しました。

### ■29年度一般会計補正予算を可決

収入見込額、執行予定額を基に予算の調整を行うための補正予算(第7号)が提案され、39億8937万円減額し、補正後の金額を365億2862万円としました。

## 第1回臨時会 (1月29日)

議案3件を審議し、全て原案のとおり可決しました。

### ■JR交差部における

二道橋整備業務の変更協定を締結(織笠地区)

▽変更前協定期間  
29年3月24日

▽変更後協定期間  
29年3月24日

▽協定の相手方  
東日本旅客鉄道株式会社  
東北工事事務所  
(宮城県仙台市)

▽29年度一般会計補正予算(第6号)

▽補正額 7984万円

▽補正後金額 405億1800万円

▽29年度漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第2号)

▽補正額 299万円

▽補正後金額 1億4371万円